

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 (マテリアルリサイクル推進施設) 第2回入札説明書等に関する質問書に対する回答

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
1	入札説明書	41	添付資料-7	リスク 分担		(14)		周辺住民対応リスク 事業者提案により「日本一イケてる施設」と組合様より判断して頂いた意匠・設備において、住民の方々より要望が出た場合においても事業者リスクとなるのでしょうか、ご教示願います。	大幅な変更については協議対象としますが、比較的簡単に取り込むことができる要望についてはできるだけ対応願います。
2	入札説明書	43	添付資料-7	リスク 分担		(50)		ごみ質変動リスク 想定ごみ質の範囲内と記載されていますが、想定範囲をご教示願います。	要求水準書に示すごみの種類、ごみの分類、質等で計画した設備・機器等では対応できない変動がある場合以外を意味します。
3	要求水準書 第1編 建設業務編	3	第1章	第1節	5	(2)		敷地面積 「(造成面積は隣接する天理市事業用地(約0.6haを含む約2.2ha)」とありますが、造成に関しては、天理市用地を含めて本事業で整備するというのでしょうか。また、造成工事には調整池の築造工が含まれるのでしょうか。	要求水準書補足資料を参照願います。 造成工事は、天理市用地を含めて整備して下さい。また、造成工事には、調整池も含まれます。
4	要求水準書 第1編 建設業務編	4	第1章	第1節	6	(3)	10)	⑦ 文化財保護法 「※令和2年試掘調査予定有り」とありますが、試掘調査により文化財が発掘された場合は工期等について、延長協議をして頂けると考えてよろしいのでしょうか。	状況にもよりますが、基本的にはご理解の通りです。
5	要求水準書 第1編 建設業務編	4						4頁が2枚続けてありますが、頁はこのままで進めてよろしいのでしょうか。	そのようにお願いします。
6	要求水準書 第1編 建設業務編	6	第1章	第2節	1	(9)		重要度係数1.25とありますが、1.0で計画しても宜しいのでしょうか。	要求水準書通りとします。
7	要求水準書 第1編 建設業務編	6	第1章	第2節	1	(9)		プラント設備の耐震設計は地震時の損壊防止と地震後の機能確保を図ることを目的とし、建物の構造体に関し規定した『建築構造設計基準』ではなく、設備機器や配管類の損壊や移動・転倒による直接的被害防止に関し具体的に規定された『建築設備耐震設計・施工指針(日本建築センター)』に準拠し、アンカーボルト含めたプラント設計を行うことでよろしいのでしょうか。装置の一部であるプラント機器の脚は本項目の対象外としてよろしいのでしょうか。	提案によるものとします。
8	要求水準書 第1編 建設業務編	6	第1章	第2節	1	(12)		建物構造の耐久性 特に管理棟においては、RC造ではなく鉄骨造にて計画予定であり、法定耐用年数を優先的に考慮しない提案とした場合、技術提案として除外もしくは減点の対象となりますか。	「法定耐用年数を優先的に考慮しない提案」が不明ですが、要求水準書未達の場合は失格です。落札者決定基準は総合評価に用いるものなので、減点の概念はありません。
	落札者決定基準	5	4					長寿命化計画	
9	要求水準書 第1編 建設業務編	6	第1章	第2節	1	(14)		共通事項 日本一イケてる施設の判断は誰が、いつ、どのような基準で判断されるのでしょうか？	あくまでキャッチフレーズとして、本組合が目指す施設の姿を実現できるよう計画下さい。
10	要求水準書 第1編 建設業務編	6	第1章	第2節	1	(14)		共通事項 「日本一イケてる施設」とありますが、受注後に要望により、要求水準より大きく仕様の変更が発生した場合の費用について、貴組合にて負担していただけるのでしょうか。	実施方針でも回答した通り、あくまでキャッチフレーズとして、本組合が目指す施設の姿を示したものです。 本項だけに基づく「仕様の大きな変更」はないと考えます。
11	要求水準書 第1編 建設業務編	6	第1章	第2節	1	(19)		緊急避難通路 建築基準法、及び、消防法に準拠し計画予定です。特に、計画における要望や必須事項はありますか。	必須事項は、要求水準書に示すもの以外はありません。 要望事項は、本質問回答ではなく、必要に応じ対面的対話で取り扱います。
12	要求水準書 第1編 建設業務編	7	第1章	第2節	1	(24)		エネルギー回収型廃棄物処理施設に関連する設備 ①排ガス濃度状況等(環境モニタリング表示盤)、②ITV装置モニタ、③ごみ焼却量、ごみ搬入量・・・解析及び中央制御室オペレータコンソール主要画面表示・・・の設備費用については、関連する全ての工事費用を含め、エネルギー回収型廃棄物処理施設側負担との考えてよろしいのでしょうか。	ご理解の通りですが、事前の調整及び工事への協力をお願いします。
13	要求水準書(マテリアルリサイクル推進施設) 第1編 建設業務編	8	第1章	第2節	3			用地造成設計・工事計画 エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事で発生する残土を利用するとありますが、土壌汚染等により使用できない場合は別途費用は負担していただけるのでしょうか。	予定している利用残土が大幅に変更になる場合は、設計変更協議の対象とします。 なお、汚染土の処分費用については基本的に設計変更対象とします。

14	要求水準書 第I編 建設業務編	11	第2章	第1節	1	(1)		公称能力	粗大ごみの不燃と可燃の重量割合をご教示願います。	重量割合のデータはありませんが、参考として処理対象の7市町村の粗大ごみの処理後の内訳は、平成29年度実績で、焼却：63%、埋立：13%、資源化：24%となっています。
15	要求水準書 第I編 建設業務編	11	第2章	第1節	1	(1)		公称能力	紙類ストックヤードは、新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳パック、4種類に分類すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、雑紙を将来的に別回収可能とするような提案を願います。
16	要求水準書 第I編 建設業務編	11	第2章	第1節	1	(1)		公称能力	ストックヤードに貯留する紙類の組成比率をご教示ください。(新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳パック、4種類)	別添資料を参照願います。
17	要求水準書 第I編 建設業務編	11	第2章	第1節	1	(2)		処理対象ごみ	事業開始以降は、組合構成市長村(1市5町1村)の処理対象ごみは、表2.1-2の内容に統一されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りです。
18	要求水準書 第I編 建設業務編	12	第2章	第1節	1	(2)		処理対象ごみ	表2.1-2のストックヤードに保管する①、③、⑤、⑥、⑫などについて、引渡しに際して除袋する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
19	要求水準書 第I編 建設業務編	12	第2章	第1節	1	(2)		処理対象ごみ	有害ごみ(電池、蛍光管、水銀を含む製品など)は分別されて搬入されるのでしょうか。	お見込みの通りです。
20	要求水準書 第I編 建設業務編	12	第2章	第1節	1	(2)		処理対象ごみ	スプレー缶の処理方法搬入されたスプレー缶は、そのまま、搬出と考えてよろしいでしょうか。フレコンバック等の必要はありますでしょうか。	スチール缶やアルミ缶と同様の処理を考えています。なお、構成市町村における穴あけは任意となっています。
21	要求水準書 第I編 建設業務編	12	第2章	第1節	1	(2)		処理対象ごみ	スプレー缶の処理を金属プレス機で処理する場合、穴の開いていないスプレー缶を金属プレス機で圧縮すると、火災のリスクがありますがどのようにお考えでしょうか(事前に穴あけ作業をするとか)。また、スプレー缶の処理本数の想定は、ありますでしょうか。	穴の開いていないスプレー缶を人力で事前に穴を開けてプレス機に投入するか、場合によっては穴あけ機を導入し、プレス機で圧縮した時に起こる事故・火災等を未然に防ぐ処置を取って下さい。なお、処理本数の想定はありません。
22	要求水準書 第I編 建設業務編	17	第2章	第1節	8	(1)			トラブル等の予期せぬ事項が発生した場合、5時間を超えて運転することは可能でしょうか。	可能ですが、事前協議が必要です。
23	要求水準書 第I編 建設業務編	17	第2章	第1節	8	(2)		主要設備方式	方式の欄で、例えば、破除袋機とありますが、明確な理由があれば、除袋の無い破袋機で計画してもよろしいでしょうか。	第3章第3節以降を踏まえた上で、提案によるものとします。
24	要求水準書 第I編 建設業務編	18	第2章	第1節	8	(2)		主要設備方式	表2.1-9設備方式 びん処理施設 前処理設備において、破除袋機が明記されていますが、破袋機での「びん割れ」、「袋へのびんカレットの混入」等を考慮して、選別作業員での袋除去を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。
25	要求水準書 第I編 建設業務編	22	第2章	第1節	8	(3)		図2.1-1④	びんの透明、茶色、その他の組成割合は幾らでしょうか。	別添資料を参照願います。
26	要求水準書 第I編 建設業務編	22	第2章	第1節	8	(3)		図2.1-1④	カレット貯留ヤード(透明、茶、その他)とありますが、ヤードの増減を提案させて頂いてよろしいでしょうか。	減は認めませんが、提案が優れたものであれば、増は認める場合もあります。
27	要求水準書 第I編 建設業務編	23	第2章	第1節	8	(3)		図2.1-1⑤	アルミ缶、鉄缶の組成割合は幾らでしょうか。	別添資料を参照願います。
28	要求水準書 第I編 建設業務編	24	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	天理市以外の搬入車両は10t車ですが、搬入物の混載は無いとの理解でよろしいでしょうか。	荷箱内を仕切り等で品目ごとに区切り、品目ごとに積込・荷下ろしが可能な状態で搬入される予定です。
29	要求水準書 第I編 建設業務編	24	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	天理市以外の自治体よりの搬入で、10t車での混載があると回答いただきましたが、本施設は、要求水準では、ごみ種別毎のライン構成です。混載してきた場合でも、荷下ろし時点では、分別されていると考えてよろしいでしょうか。	No.28と同じ。
30	要求水準書 第I編 建設業務編	24	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	表2中に10tコンパクター等とありますが、脱着車両と考えて宜しいでしょうか。	脱着車両のみを想定している訳ではありません。
31	要求水準書 第I編 建設業務編	24	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	天理市以外では直接持込車両は無いとの理解でよろしいでしょうか。	天理市以外に山添村・川西町・三宅町からの直接搬入があります。なお、料金徴収は天理市のみが対象です。

32	要求水準書 第I編 建設業務編	24	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	直接持込車両の頻度が(65)台となっておりますが、この台数が一度に來られると、計量機前で渋滞が発生し、門外の一般道でも渋滞が発生することが予想されます。計量機の前に何台の車両が並ぶ計画とすれば宜しいでしょうか？ご教示願います。	記載の台数はエネルギー回収型廃棄物処理施設への搬入台数も含むため、参考値となります。また、基本的に直接搬入は予約制を検討しているため、一度にこの台数が來ることはありませんが、ある程度集中しても敷地外での滞留が生じないよう余裕を持った待機長を検討願います。
33	要求水準書 第I編 建設業務編	24	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	表2.1-10 天理市の車両種類で2~4tパッカー車等とありますが、各種別毎の車両をご教示ください。(びん、粗大ごみ 平ボディ車 缶、ペット、プラスチック、不燃、パッカー車等)	平ボディ車：ビン・粗大(パッカー車で破砕できないもの)・缶 パッカー車：ペット・プラ・不燃・粗大(パッカー車で破砕できるもの)
34	要求水準書 第I編 建設業務編	24	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	表2.1-10 天理市以外 収集車両の最大が10t車両になっていますが、施設規模に対して収集車両での搬入量が多く、受入ヤードが必要になりますが、10t車両での搬入を計画する必要があるのでしょうか。例えば、缶 1.4t/5hに対して、10t車でまとめて搬入される場合、その他の搬入と合わせて集中し受入できない場合がありますが、そのようなことは想定されるのでしょうか。	複数の廃棄物を混載して運搬されることがあります(缶のみを10t車でまとめて運搬することは基本的にありません)。 なお、質問回答No.28も参照願います。
35	要求水準書 第I編 建設業務編	24	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	直接持込車両ですが、実施方針に関する質問回答書No.11に記載の通り、予約制を採用されるかご教示ください。	直接持込を行う4市町村(天理市・山添村・三宅町・川西町)は予約制での持込になる予定です。
36	要求水準書 第I編 建設業務編	24	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	直接持込車両の受付は予約制を採用する計画とのことですが、1日当たりの上限台数は民間事業者にて決定してよろしいでしょうか。	事業者の意見を参考にしますが、基本的には組合と天理市との協議によって決定します。
37	要求水準書 第I編 建設業務編	24	第2章	第1節	9	(2)		搬出車両	表2.1-11 可燃物、不燃物の搬出先は、4tダンプトラック以外の車両では、動線もしくは設備状況的に入場出来ないのでしょうか。	受注後の協議により、入場できる可能性はあります。
38	要求水準書 第I編 建設業務編	25	第2章	第1節	11	(1)		残渣・有価物等処分計画	可燃残渣、不燃残渣は「エネルギー回収型廃棄物処理施設へ運搬し焼却」とありますが、不燃残渣も焼却処理するのでしょうか。また、焼却処理するのであれば、可燃と不燃を分別する意図をご教示ください。	焼却処理を予定しています。 分別する理由は、将来的に処分先が変わり別々に処分する可能性があるためです。
39	要求水準書 第I編 建設業務編	26	第2章	第2節	1	(3)		悪臭	悪臭等の基準値を遵守している場合に、住民より苦情が発生した場合は、貴組合にて住民対応していただける事と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りですが、苦情の解消にご協力願います。
40	要求水準書 第I編 建設業務編	35	第2章	第5節	4				全国鉄骨評価機構の工場協定基準による「S又はHグレード」と明記されていますが、奈良県内には「Sグレード」はなく、「Hグレード」は3社となっています(2019年3月31日現在)。奈良県内、広域組合構成市町村内にある企業採用を考慮して、「H又はMグレード」に見直しはできませんでしょうか。	要求水準書の通りとします。
41	要求水準書 第I編 建設業務編	36	第2章	第6節	1				「処理対象物の受入方法については、原則として第II編 運営・維持管理業務編「第3章、第1節受付・管理業務及び第4章、第2節施設に係る運転管理業務、1.搬入管理」に従うものとする。」とありますが「第3章、第2節受付・管理業務及び第4章、第3節施設に係る運転管理業務、1.搬入管理」と読替えてよろしいでしょうか。	そのようにお願いします。
42	要求水準書 第I編 建設業務編	37	第2章	第6節	3			処理残渣及び有価物等の取扱い	本項に記載の有価物には、プラスチックやペットボトルの梱包品やびん等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	有価物として取引できるものは含まれます。
43	要求水準書 第I編 建設業務編	37	第2章	第6節	5				「ごみの搬入と処理不適物の搬出及び処分、本施設から排出される要求水準を満たした資源物の搬出及び資源化に必要な費用は、本組合の負担とする。」と明記されていますが、試運転期間中は、調整等のため、要求水準書を満たした搬出物ができない場合がございます。この処分費につきましても貴組合負担でお願いいたします。	要求水準書の通りとします。
44	要求水準書 第I編 建設業務編	37	第2章	第6節	5	(2)	2)	売電収入	本計画においては売電を考慮しておりません。当項目は無いものとして良いでしょうか。	太陽光発電等の提案がある場合を想定した項目です。第1章、第2節、1. 共通事項(4)も参照した計画をお願い致します。
45	要求水準書 第I編 建設業務編	39	第2章	第7節	3	(3)			「引渡性能試験は2日以上試験を行う」と明記されています。予備性能試験は1日となっています。引渡性能試験も1日の試験でよろしいでしょうか	要求水準書の通りとします。

46	要求水準書 第I編 建設業務編	42	第2章	第8節	1				かし担保	予期せぬ事故や火災及び天災等により、施設の損傷が発生した場合、別途費用は負担していただけるのでしょうか。	ご理解の通りです。
47	要求水準書 第I編 建設業務編	42	第2章	第8節	1	(1)	1)		かし担保	「事業提案書、設計図書において提示される耐用年数に対して、未達の場合は、すべて建設事業者の責任において改善すること。」と明記されていますが、ごみ質の変化（例えば、ガラス・陶器等のごみ量増加、小火災の多発等による散水量の増加等）が原因と考えられる場合はご協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
48	要求水準書 第I編 建設業務編	57	第2章	第12節	10	(2)			地中障害物	予期せぬ地中障害物があった場合、別途費用を負担していただけると考えてよろしいでしょうか。	状況にもよりますが、基本的にはご理解の通りです。
49	要求水準書 第I編 建設業務編	59	第2章	第12節	10	(8)			施工方法及び建設公害対策	「濁水の発生を軽減する」と明記されていますが「濁水を極力敷地外へ出さないようにします」と読替えてよろしいでしょうか。	ご提案（敷地外へ濁水を出さない）は、要求水準書の要求に合致しています。なお濁水は「極力出さない」ではなく、濁水処理プラント等で適切に処理後、排水又は循環利用して下さい。
50	要求水準書 第I編 建設業務編	59	第2章	第12節	10	(10)			作業日及び作業時間	作業日、作業時間は、監督員様とご協議させていただけるもと考えてよろしいでしょうか。	協議は可能です。
51	要求水準書 第I編 建設業務編	61	第2章	第13節		(4)			完成図書	「竣工原因(制作図含む)」と明記されていますが、承諾申請図書に添付する機器図面と考えてよろしいでしょうか。	設置した機器等の完成図（製作図を含む）も竣工図書として提出が必要です。
52	要求水準書 第I編 建設業務編	69	第3章	第2節	1				ごみ計量機	計量伝票に関する留意事項があれば、お教えください。	計量は、品目ごと、市町村ごとが必要です。また、直接持込者は持込総重量がわかり、支払いに反映できることが必要です。
53	要求水準書 第I編 建設業務編	71	第3章	第2節	2	(5)	9)		プラットホーム 特記事項	「消臭液噴霧ノズル」の設置が明記されていますが、プラットホームにノズルを設置した場合搬入者に消臭液が掛かる可能性が高く、効率が悪いため、臭いので受入ヤードへの噴霧と読替えてもよろしいでしょうか。	プラットホーム、受入れヤード、受け入れホッパ等の適切な場所と解釈願います。
54	要求水準書 第I編 建設業務編	72	第3章	第2節	4	(1)	3)	②	貯留容積	粗大ごみの不燃と可燃の 重量割合をご教示願います	No.14と同じ。
55	要求水準書 第I編 建設業務編	73	第3章	第2節	4	(3)	4)	②	受入ヤード びん 特記事項	「火災対策として消火用散水装置を設ける」と明記されていますが、弊社実績から本受入ヤードからの発火実績はありません。提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	袋詰めのまま貯留されるため、要求水準書の通りとします。
56	要求水準書 第I編 建設業務編	86	第3章	第4節	5	(4)	1)		ブラ製容器圧縮梱包機 特記事項	「自動的に計量・排出」と明記されていますが、計量とは成形品個数と考えてよろしいでしょうか。	個数と重量を指します。
57	要求水準書 第I編 建設業務編	86	第3章	第4節	6	(1)			形式	「[囲い式、屋内型]」と明記されていますが、他の成型品と合わせての貯留を考えています。安全を考慮した提案をさせていただいてよろしいでしょうか。	提案を見て判断します。
58	要求水準書 第I編 建設業務編	87	第3章	第4節	6	(4)	1)		圧縮成型品ストックヤード 特記事項	「パレット積み」と明記されていますが、成形品のサイズから提案させていただいてよろしいでしょうか。	提案を見て判断します。
59	要求水準書 第I編 建設業務編	90	第3章	第5節	5	(4)	1)		ペット圧縮梱包機 特記事項	「自動的に計量・排出」と明記されていますが、計量とは成形品個数と考えてよろしいでしょうか。	No.56と同じ。
60	要求水準書 第I編 建設業務編	100	第3章	第9節	2	(4)	2)		バグフィルタ 特記事項	「自動で排出できる構造」と明記されていますが、自動で袋詰めした後に、作業者により袋を縛り・取出し・排出という考えでよろしいでしょうか。	可とします。
61	要求水準書 第I編 建設業務編	100	第3章	第9節	2	(4)	2)		バグフィルタ 特記事項	「捕集した粉じんは、自動で排出できる構造」とありますが、上記に記載の「発じんさせないように袋詰め」した後に自動で袋詰めする構造と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
62	要求水準書 第I編 建設業務編	111	第3章	第14節	1	(4)	2)		空気圧縮機 特記事項	「湿気及び粉じんなどによる汚染のない場所に空気取入口を設け、清浄器ならびに消音器を経て吸気すること。」と明記されていますが、本機器での圧縮空気は計装用を使用する目的はありません。よって工場内の空気を吸気するものとさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとしますが、機器承諾時に工場内での吸気でも支障がない（場所からの吸気である）と組合が判断できる場合は、提案を認めることもあります。
63	要求水準書 第I編 建設業務編	112	第3章	第14節	5	(1)			説明用調度品 工場棟	「仕様等は、エネ回収施設の説明調度品と整合を図る」と明記されていますが、他社のご提案内容と整合させることは、困難です。（建設業務予定価格が乖離しています。マテリアル施設がエネ回収施設に仕様等を合わせることは無理があります）提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	原則要求水準書の通りと致しますが、提案を基に設計協議等を行い両事業の調整を図りますのでご配慮願います。

64	要求水準書 第I編 建設業務編	112	第3章	第14節	5	(2)	③		説明用調度品	本項に記載のバックカー車、重機乗車体験ですが、安全管理上でも作動しない状態での乗車体験との理解でよろしいでしょうか。	乗車体験に関してはご理解の通りです。ただし、ごみの積込体験を実施する場合もございます。
65	要求水準書 第I編 建設業務編	113	第3章	第14節	7				作業用重機及び運搬車両	建設事業者が準備する作業用重機及び運搬車両ですが、P112, 5.説明用調度品(2)に記載の重機乗車体験に使用する重機も含まれるのでしょうか。	要求水準書記載の通り、事業者手配となります。
66	要求水準書 第I編 建設業務編	116	第4章	第1節	2	(1)	3)		備蓄品	本項では「300人が3日程度」と明記されていますが、125ページ⑥防災備蓄倉庫の規模に「120人程度」と明記されています。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。ご教示願います。	備蓄品の数量に関しては、本項(P116)を正として下さい。
67	要求水準書 第I編 建設業務編	116	第4章	第1節	2	(1)	3)		備蓄品	備蓄品について建設事業者もしくは運営事業者どちらが初回分を納入しても良いでしょうか。	可とします。
68	要求水準書 第I編 建設業務編	122	第4章	第2節	2	(1)	④		運営事業者事務室	工場棟の運営事業者事務室で行う打合せにおいて、本組員と構成市町村職員の各人数をご教示ください。	本組職員3～4名程度が打合せを行うと想定しています。構成市町村の職員が入るような打合せは具体的には考えておりません。
69	要求水準書 第I編 建設業務編	124	第4章	第2節	2	(2)	4)		運営事業者事務室	啓発施設の運営事業者事務室と工場棟職員用事務室は兼用で良いでしょうか。	提案に委ねますが、将来、啓発事業者が新たに参入する場合に支障がないよう計画して下さい。
70	要求水準書 第I編 建設業務編	125	第4章	第2節	2	(2)	④		本組員書庫	設置室数：2室とありますが、所要面積を確保した上で1室にまとめても宜しいでしょうか。また、まとめた場合に可動間仕切り等で1室を2室に分ける配慮は必要でしょうか。その際、書庫出入口は2ヶ所以上必要ですか。	要求水準書の通りとします。
71	要求水準書 第I編 建設業務編	125	第4章	第2節	2	(2)	6)		防災備蓄倉庫	エントランスホールに隣接とあります。エントランスホールを吹抜けにした場合、2階に倉庫設置でもよろしいでしょうか。	提案によるものとしますが、災害時の運用を考慮した配置を計画下さい。
72	要求水準書 第I編 建設業務編	137	第4章	第3節	2	(4)	3)	①		雨水調整池外周部に意匠性に配慮した困障を配置すること。とありますが、今回は埋設貯留式での設置検討の為に必要無いと思われれます。考慮しないでよろしいでしょうか。	埋設貯留式とする場合は、お見込みの通りです。
73	要求水準書 第I編 建設業務編	145	第4章	第5節	5	(6)	6)		電話・通信設備仕様設置位置	PHSの併用を明記されていますが、運営維持管理上トランシーバの使用が実用的と考えます。提案とさせて頂いてよろしいでしょうか	要求水準書の通りとしますが、機器承諾時に支障がないと組合が判断できる場合は、提案を認めることもあります。
74	要求水準書 第I編 建設業務編 添付資料7	3	第2章	第1節	(2)	⑤	イ.		啓発事業の実施に必要な備品等の維持・管理業務	本項に記載のある「施設を案内する車」はだれが調達するのかご教示ください。	要求水準書記載の通り、組合が貸与(調達)します。
75	要求水準書 第I編 建設業務編 添付資料7	3	第2章	第2節	(3)				受付業務	「閉館・閉館時間に合わせ、開館にあたって必要な準備、施設の運営、閉館業務を行う」とありますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設の閉館業務も含まれますか。	受注後の協議にもよりますが、原則として、エネルギー回収型廃棄物処理施設の閉館(鍵の管理等)はエネルギー回収型廃棄物処理施設側で行います。
76	要求水準書 第I編 建設業務編 添付資料7	3	第2章	第3節	(2)	②			運営業務	「利用料金の徴収を行い管理すること」とありますが、つり銭などはだれが準備するのか、また、想定されている徴収料金の管理方法をご教示ください。	釣銭などは事業者が準備します。徴収料金の管理方法は、事業者提案とします。
77	要求水準書 第I編 建設業務編 添付資料7	5	第2章	第5節					イベントの開催	イベント内容、開催数を提案するにあたり、天理市様をはじめ構成市町村様の施設におけるイベントの開催数と参加人数をご教示願います。	受注後の協議と致します。
78	要求水準書 第II編 運営・維持管理業務編	3	第1章	第1節	7				運営・維持管理機関	啓発施設運営5年間終了後からの運営について、その後請け負った運営会社の取崩による施設の損傷及び住民クレームについては、運営会社の責任範囲と考えるとよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りです。
79	要求水準書 第II編 運営・維持管理業務編	8	第1章	第3節	13	(2)			災害発生時の協力	「・・・運営事業者はその保管、処理処分に協力すること」とありますが、この場合の対価の支払いは「運営変動費」で、対応規模によっては運営固定費の見直しもあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

80	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	11	第1章	第4節	5	(4)			本業務期間終了時の引渡し条件	「・・・引き渡し後に大規模改修が必要ない状態であること」とありますが、必要のない期間とは具体的にどの程度でしょうか。また、大規模改修の定義についてご教示ください。	大規模改修とは、施設を構成する重要な設備や機器で概ね10～15年ごとに実施する大規模な工事を指します。必要のない期間とは概ね5年程度を考えていますが、詳細は受注後の協議によるものとします。
81	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	12	第2章	第2節	(1)				有資格者の配置	統括責任者の交代について、本施設を2年以上運転したものを優先して配置する事とありますが、同等の要件を満たしていれば、本施設の運転を経験していない者を配置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	配置予定者の経験、実績等に基づき判断します。
82	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	13	第2章	第2節	(3)	表2-2-1			第3種電気主任技術者	電気主任技術者の配置は、電気事業法施行規則第52条第2項の規程による保安管理業務外部委託承認制度により、保安協会へ委託とすることでよろしいでしょうか。	可とします。
83	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	4	(1)			ごみ処理手数料の徴収等	・・・天理市が直接料金を徴収するため・・・とあります。これは運営事業者職員が徴収することはないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
84	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	4	(2)			ごみ処理手数料の徴収等	直接搬入者以外のごみはごみの種類により料金単価が異なる、とありますが、天理市の直接搬入者のごみは、ごみの種類による差は無く単一料金単価となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
85	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	15	第3章	第2節	5				受付時間	月曜日から金曜日の受付時間は8時から17時とありますが、12時から13時は昼休みとして受付休止できるとの理解でよろしいでしょうか。	昼も受付をお願いします。
86	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	16	第4章	第2節					災害廃棄物の受入処理	・・・年間稼働日数を増やすこと等を含め、可能な協力を行うこと・・・とありますが、状況により稼働日数を増やした場合の対価の支払いは「運営変動費」で、対応規模によっては運営固定費の見直しもあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
87	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	16	第4章	第3節	1	(3)			展開検査	「運営事業者は展開検査を実施すること。」とありますが、予定されている実施頻度についてご教示ください。	提案によりますが、現在、天理市では週1回程度行っています。
88	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	17	第4章	第3節	7				資源化物の取り扱い	有害ごみはどのような保管方法をお考えかご教示ください。なお、容器による保管が必要な場合、容器は市様より提供いただけるのでしょうか。(保管例) 電池、水銀含有製品はドラム缶での保管、蛍光管は専用容器による保管など。また、引渡しの方法についてもご教示ください。	保管方法は提案によるものとします。容器も事業者が用意願います。引渡方法は、引き取り業者により異なります。
89	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	18	第4章	第3節	7				資源化物の取り扱い	資源物を引取り業者の車両へ積込むこととありますが、引取業者が変更となる頻度をご教示ください。また、積込み用重機にも関係するため、引取車両については事業者の要望も考慮頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	資源物の引き取り業者は入札により決定するため、年に3～4回変更の可能性があります。引取車両については、事前の設計協議等での調整をお願いします。
90	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	20	第5章	第3節					消防用設備の法定点検	表5.3-1の法定点検、検査項目(参考)において、消防用設備の「外観点検3月に1回以上」「機能点検6月に1回以上」とありますが、現行の法令・施行規則における「機器点検6月に1回以上」との理解でよろしいでしょうか。	法を守るのは当然のこととして、表5.3-1を参考に、適切は保守管理計画の策定をお願いします。
91	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	23	第5章	第6節	(2)				精密機能検査等	運営事業者の実施する機能検査は、事業者自らが実施しても問題ないと理解でよろしいでしょうか	ご理解の通りです。
92	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	24	第6章	第2節					本施設の測定管理業務	表6.1-1に記載の大气、騒音、振動、悪臭の4地点とは敷地境界との理解でよろしいでしょうか。また、敷地境界の測定点は、建設事業者による引渡し性能試験の時と同様の場所の問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りですが、具体的内容等については設計協議等で決定することとします。
93	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	26	第7章	第6節	(2)				災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	災害発生時に備蓄品を貴組合の指示のもと、備蓄品の配布による補充については、組合様の負担で補充するとの理解でよろしいでしょうか。	災害発生時に関してはお見込みの通りです。なお、(2)に示す通り、通常時は事業者により更新が必要です。
94	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	27	第8章	第5節	(1)				施設警備・防犯	運営事業者は「機械警備並びに警備員等による場内の・・・」とありますが、警備員の配置については、これまでの実績に基づき配置の要否を検討して問題ないでしょう	警備員がいなくても施設の警備・防犯に支障がない体制・計画となっている場合は、認めます。
95	要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	29	第9章	第3節	(3)				住民対応	すでに組合様と住民との間で結ばれている協定等がございましたらご教示ください。	現在はありません。



資源物構成割合

(単位：kg)

	缶類			ビン類				紙類				
	アルミ	スチール	缶類計	透明	茶	その他	ビン類計	新聞	雑誌・雑紙	ダンボール	紙パック	紙類計
天理市	62,680	23,320	86,000	102,000	118,310	54,400	274,710	308,280	137,540	174,720	12,130	632,670
山添村												
川西町												
三宅町												
安堵町	56,390		56,390	80,580			80,580	—	—	—	—	—
上牧町	27,050		27,050	119,520			119,520	—	—	—	—	—
広陵町	27,620	13,910	41,530	60,020	36,300	29,420	125,740	—	—	—	—	—
計 (安堵町及び上牧町を除く)	90,300	37,230	127,530	162,020	154,610	83,820	400,450	308,280	137,540	174,720	12,130	632,670
割合	70.8%	29.2%	100.0%	40.5%	38.6%	20.9%	100.0%	48.7%	21.7%	27.6%	1.9%	100.0%

※ただし、数値は全て平成29年度搬出量における数値である。